

参考資料1

東京都市計画地区計画の変更（千代田区決定）（案）

都市計画二番町地区地区計画を次のように変更する。

名 称	二番町地区地区計画
位 置 ※	千代田区二番町 地内
面 積 ※	約 10.6ha
地区計画の目標	二番町地区の中層・中高層の落ち着いたたたずまいを活かし、住宅を中心として商業・業務施設が共存する縁に包まれた良好な市街地を形成するために、次のような目標を設定する。 ・建築物の高さの最高限度、用途や形態・意匠を制限することで、中層・中高層の落ち着いた街並みと良好な住環境の維持・保全を図る。 ・空地と緑豊かな空間の創出を誘導することにより、ゆとりと潤いのある住環境を形成する。 ・多様な住宅供給を誘導するとともに、住宅用途の維持及び定住を図ることで、活力ある地域社会を維持・創出する。 ・魅力的な街並みを誘導しつつ、これまで培われたまちの住まい方や商業活動を尊重し、地域の活力を支える商業機能、定住を推進する居住機能を維持・創出する。
土地利用の方針	本地区全体では、住宅、商業・業務施設が共存した複合市街地の形成を図る。地区特性に応じて3つの地区に区分し、適正かつ良好な土地利用の推進を図る。 < A 地区 > 建築物の高さなど、街並みに配慮し、良好な住環境を積極的に維持・創出する。また、住宅を中心とした中層市街地の形成を図る。 < B 地区 > 良好な住環境に配慮しつつ、商業・業務施設と共に調和した中高層市街地の形成を図る。 < C 地区 > 日本テレビ通りを軸として、業務・商業施設や住宅が共存・調和する活気とやすらぎのある中高層市街地の形成を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区施設の整備の方針 既に整備されている道路を基本とし、一定規模以上の敷地の接道部分については、縁の確保や保水性舗装等により、快適で安全な歩行者空間を創出する。 建築物等の整備の方針 1. 建築物の高さの制限に加えて建築基準法第59条の2第1項の適用に際しても、建築物の高さの最高限度を適用することにより、建築物の高さが整った良好な街並みの形成を目指す。 2. 都心の居住形態に留意した多様な住宅の供給を目指す。 3. 街並みに十分配慮した形態・意匠の建築物を誘導する。 4. 緑化のルールを定めることにより緑豊かな潤いある街並みを創出する。 5. 道路の円滑・安全な通行を妨げることのないよう、建築物の敷地に一時駐車スペースの設置に努める。

地区整備計画	地区の区分	名称	A 地区	B 地区	C 地区
		面積	約 2.4ha	約 6.5ha	約 1.7ha
建築物等の用途の制限※		1 次の各号の全てに該当する共同住宅の用途に供する建築物で、1の住戸の床面積が40m ² 以上のものの床面積の合計が当該建築物における住宅の用途に供する部分の床面積(共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除く。)の合計の3分の1未満となる建築物は建築してはならない。ただし、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物についてはこの限りでない。 (1) 当該建築物の階数が4以上であるもの。 (2) 1の住戸の床面積が30m ² 以下のものの住戸数が10以上であるもの。 (3) 住戸数が20以上であるもの。 2 東京都文教地区建築条例(昭和25年東京都条例第88号)別表1に掲げる用途に供する建築物(第3号の用途に供する建築物で、その敷地が日本テレビ通りに接し、かつ、沿道の賑わいの創出に資するものであって環境を害しないものは除く。)は建築してはならない。 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に掲げる店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物は建築してはならない。 4 第1項の規定は、地区計画の決定の告示において現に使用されている建築物の敷地で同項の規定に適合しない建築物(以下「既存建築物」という。)を建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第62条に基づく建替え決議を経て建替えをする場合であって、建替え後の総住戸数が既存建築物の総住戸数以下の場合は適用しない。			
壁面の位置の制限		1 1,000m ² 以上の敷地に建築する建築物の外壁またはこれに代わる柱(以下この項において「外壁等」という。)の面から道路境界線までの距離を2m以上とする。 2 2,000m ² 以上の敷地に建築する建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離を2m以上とする。 3 前二項について、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物についてはこの限りではない。			

	建築物等の高さの最高限度	<p>1 建築物の高さ（階段室その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは 12m までは当該建築物の高さに算入しない。以下この項において「建築物の高さ」という。）の最高限度は 30m とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の適用を受ける建築物又は 1,000 m³ 以上の敷地に建築する建築物については、建築物の高さの最高限度は 40m とする。</p> <p>3 前各項の規定は、地区計画の決定の告示目において現に使用されている建築物の敷地で同項の規定に適合していないものについて、現に存する建築物と同等の規模、配置で建築物の敷地として使用される場合、現に存する建築物の高さを高さの最高限度とする。</p>	<p>1 建築物の高さの最高限度は 50m とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の適用を受ける建築物については、建築物の高さの最高限度は 60m とする。</p> <p>3 前各項の規定は、地区計画の決定の告示目において現に使用されている建築物の敷地で同項の規定に適合していないものについて、現に存する建築物と同等の規模、配置で建築物の敷地として使用される場合、現に存する建築物の高さを高さの最高限度とする。</p>	1 建築物の高さの最高限度は 60m とする。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1 広告物、看板等で、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、景観風致を損ねるものは設置してはならない。</p> <p>2 建築物等の形態及び意匠については、良好な都市環境の形成に資するものとする。</p> <p>3 壁面の位置の制限の項の第 1 項に定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域における舗装の仕上げは、保水性等の環境に配慮した仕上げとする。</p> <p>4 建築物の屋上に設ける目隠し、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもので、建築物の高さの最高限度に 4 m を加えた線を超えるものは設置してはならない。ただし、土地利用上やむを得ないと認めたものはこの限りではない。</p>		

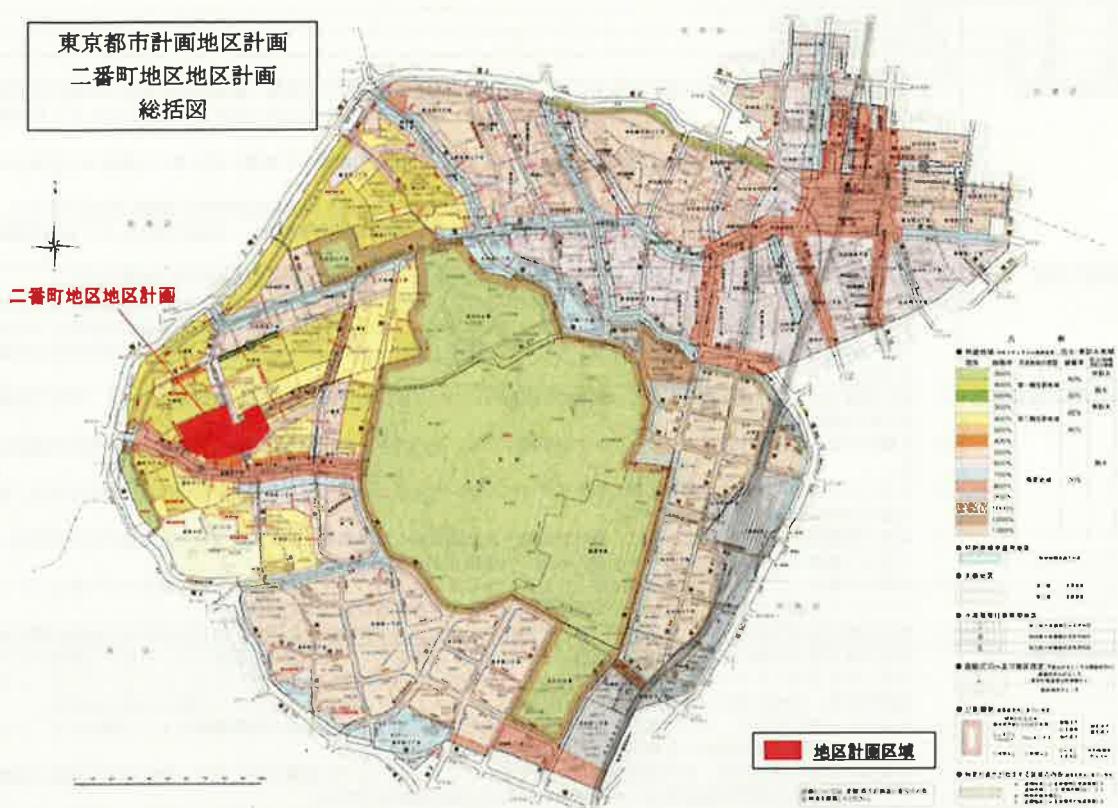
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面の位置の制限の項の第 1 項に定められた壁面後退区域においては、門、柵、扉等の交通の妨げになる工作物を設置してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。 (1)道路境界線に沿って設ける車止め、樹木で歩行者の通行に配慮したもの。 (2)道路境界線からの距離が 1 m を超える部分に設ける花壇等の緑化施設。 (3)直線地中化に伴う変圧器等公益上必要なもの。
	建築物の緑化率の最低限度	500m ² 以上の敷地に建築する建築物の緑化率の最低限度は次の各号に掲げる数値のいずれか小さい方とする。ただし、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物については、この限りではない。 (1) 10 分の 2.5 (2) 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 39 号）別表第 2 及び第 4 に規定する部分の面積（都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 40 条に基づいて算出したもの。）の敷地面積に対する割合

計画区域と地区的区分については計画図表示のとおり

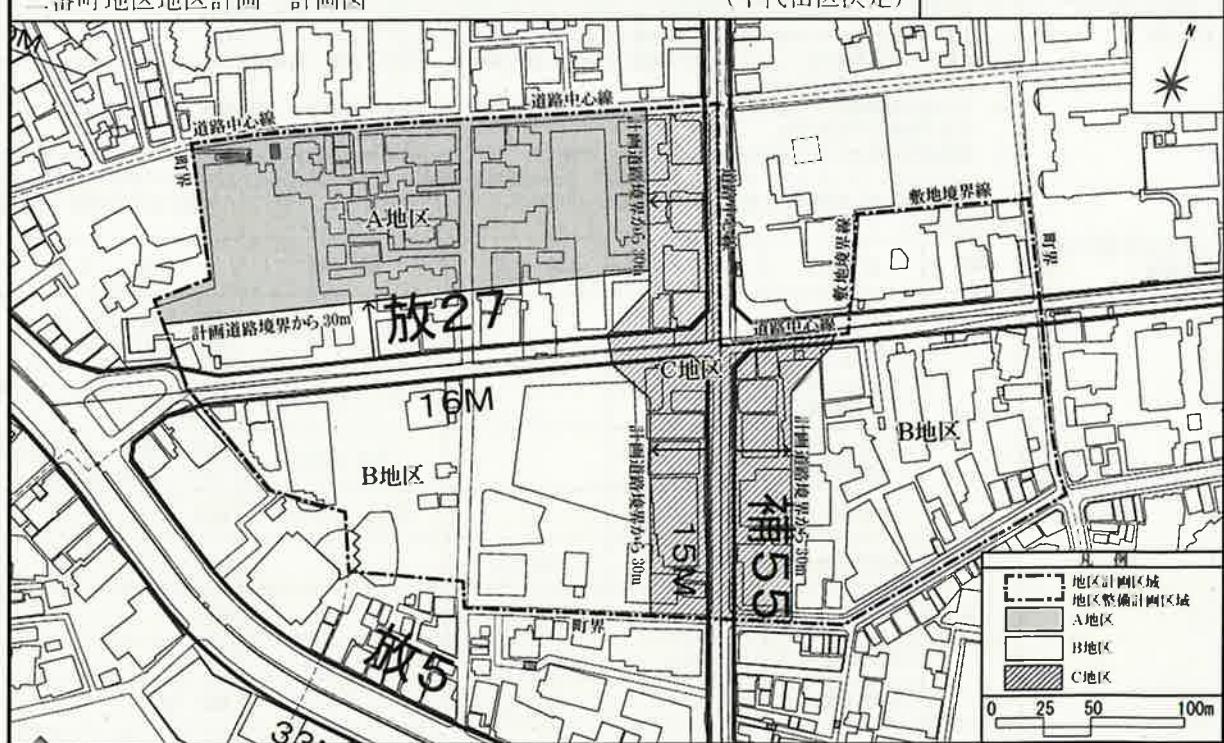
理由：二番町 D 地区地区計画の決定に伴い、当該区域を除くため地区計画を変更する。

* 知事協議事項

東京都市計画地区計画
二番町地区地区計画
総括図



東京都市計画地区計画
二番町地区地区計画 計画図
(千代田区決定)



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺2,500分の1の地図（道路網）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）「MMT利説第01-102号」「4都市基交規第81号」「4都市基交都第181号」令和4年8月30日

参考資料 2

東京都市計画地区計画の決定（千代田区決定）（素案）
都市計画二番町 D 地区地区計画を次のように決定する

名 称	二番町D地区地区計画
位 置 ※	千代田区二番町 地内
面 積 ※	約 1.5ha
地区計画の目標	<p>二番町地区の中層・中高層の落ち着いたたたずまいを活かし、住宅を中心として商業・業務施設が共存する縁に包まれた良好な市街地を形成するとともに、市街地更新にあわせて、居住、業務環境のさらなる向上をめざすために次のような目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さの最高限度、用途や形態・意匠を制限することで、周の中層・中高層の落ち着いた街並みと良好な住環境との調和を図る。 ・空地と緑豊かな空間の創出を誘導することにより、ゆとりとうるおいのある周辺住宅市街地の環境の形成に資する。 ・魅力的な街並みを誘導しつつ、これまで培われたまちの住まい方や商業活動を尊重し、地域の活力を支える商業機能、定住を推進する住環境を維持・創出する。
土地利用の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商業・業務施設と周辺住宅地が共存した複合市街地の形成を図り、適正かつ良好な土地利用の推進を図る。 2. 地下鉄麹町駅直近のエリア特性を活かし、地域活力を支える企業やオフィスワーカー・来訪者、地域生活を営む地域住民や学生など多様な主体が活動・交流する、新たな「文化発信・交流のエリア」の核となる駅前拠点を創出するために土地利用の転換を行い、地域の歴史を継承し、まち・人・産業・文化を育み成長を促す機能を導入し、持続可能な地域の活性化を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>公共施設等の整備の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既に整備されている道路を基本とし、敷地の接道部分については、緑地の確保や保水性舗装等により、安全で快適な歩行者空間を創出する。 2. 区域内の安全で快適な歩行者ネットワークの形成のため、屋内の歩行者通路及び区域内を通り抜ける地区内通路を整備する。 3. 日本テレビ通りと番町文人通りが交わるエリアでは、憩いやうるおいをもたらす広場や緑地などで構成された、地域交流を促す2500m²規模の広場を確保する。 4. 道路の無電柱化を推進するとともに、番町中央通りを拡幅整備し車両動線を双方向化することで周辺住宅市街地への車両の流入を抑制するなど、歩行者の安全性に配慮した道路空間を整備する。 5. 地域の玄関口として、麹町駅を中心に駅とまちが一体となったまちづくりを推進するため、改札口から地上へのバリアフリールートを確保する駅前プラザ及び交通結節機能を強化する地城交通広場を整備する。 6. 地区東側の住宅市街地に面したエリアでは、駅前拠点と周辺住宅市街地環境の共存・調和を図るために緑地空間を設ける。 <p>建築物等の整備の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域交流を促す広場に面して、地域交流拠点となるエリアマネジメント拠点施設を設置する。広場では地域のまちづくりの担い手となるエリアマネジメント組織等により、地域イベント等の交流活動を行うなど、オフィスワーカー、来訪者、施設利用者、地域住民など地域関係者の交流を促し、コミュニティの醸成とともにまちの魅力の向上を図る。 2. 日本テレビ通り沿道は、まちに活力と彩りを与える地域生活をサポートする商業や業務機能によって構成することとし、地下および低層部分には賑わいを創出するため商業機能を配置する。 3. 幹線道路沿道は高度利用、住宅市街地側には緑やオープンスペースなどの緩衝空間を設け、周辺住宅市街地と調和するメリハリのある都市空間を創出するため、建築物の高さの最高限度を定める。 4. 地区内及び地区周辺と調和した景観と、建物相互の配置、意匠、壁面の位置及び低層部・中層部・高層部のスカイライン等の形成に配慮する。

再開発等促進区	位 置	千代田区二番町 地内					
	面 積	約 1.5ha					
土地利用に関する基本方針	※	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地下鉄と、バスや自転車などの短距離交通手段等との円滑な乗換えを可能とする交通拠点の整備を図る。 2. 安全で快適な歩行者空間を整備し、麹町駅と一緒に歩行者を中心としたまちづくりを行う。 3. 駅前かつ大規模敷地にふさわしい都市機能の強化、広場の整備による居住・商業・業務環境のさらなる向上を目指し、土地の合理的な高度利用を図る。 4. 文化発信交流機能、交通結節機能、商業・業務・生活支援機能、防災機能を集積させ、駅前拠点として利便性の高い活力ある市街地の形成を図る。 5. 駅前拠点形成のための高度利用と周辺住宅地に配慮したメリハリある市街地の形成を図るために、日本テレビ通り沿道でオープンスペース・エリアマネジメント拠点施設・交通結節機能の整備と合わせて高度利用を図るエリアをD-1地区、住宅市街地に面し住環境に配慮した緑地の整備などを行うエリアをD-2地区とし、それぞれの特性に応じた用途、形態制限を行う。 					
主要な公共施設の配置及び規模	※	種類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
その他の公共空地	広 場	広場 1号 (駅前プラザ)	—	—	約 1, 250 m ²	新設 (面積は1階・地下1階・地下2階の合計)	
		広場 2-1号 (交流広場)	—	—	約 1, 850 m ²	新設 (エリアマネジメント拠点施設を除く)	
		広場 2-2号 (緑地広場)	—	—	約 650 m ²	新設 (広場 2-1号と合わせて約 2, 500 m ² 確保)	
		地域交通広場	—	—	約 1, 000 m ²	新設	
		歩道状空地 1号	6 m	約 80 m	—	新設	
		歩道状空地 2号	4 m	約 140 m	—	新設	
		歩道状空地 3号	4 m	約 50 m	—	新設	
		歩行者通路 1号	4 m	約 50 m	—	新設 (地下)	

地区整備計画	位置	千代田区二番町地内						
	面積	約 1.5ha						
	地区施設の配置及び規模		種類	名称	幅員	延長		
		その他の公共空地	緑地	—	—	約 150m ²		
			地区内通路	5 m	約 120 m	—		
建築物等に関する事項	位置	D-1 地区			D-2 地区			
	面積	約 1.0ha			約 0.5ha			
	建築物等の用途の制限 ※	1 次の各号の全てに該当する共同住宅の用途に供する建築物で、1の住戸の床面積が 40 m ² 以上のものの床面積の合計が当該建築物における住宅の用途に供する部分の床面積（共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除く。）の合計の3分の1未満となる建築物は建築してはならない。ただし、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物についてはこの限りでない。 (1) 当該建築物の階数が 4 以上であるもの。 (2) 1 の住戸の床面積が 30 m ² 以下のものの住戸数が 10 以上であるもの。 (3) 住戸数が 20 以上であるもの。 2 東京都文教地区建築条例（昭和 25 年東京都条例第 88 号）別表 1 に掲げる用途に供する建築物（第 3 号の用途に供する建築物で、その敷地が日本テレビ通りに接し、かつ、沿道の賑わいの創出に資するものであって環境を害しないものは除く。）は建築してはならない。 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 9 項に掲げる店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物は建築してはならない。						
	建築物の容積率の最高限度 ※	10 分の 70 ただし、10 分の 0.2 以上をエリアマネジメント拠点施設とするものとし、計画図 2 のとおり地下鉄接続通路（既存）の拡幅整備を行わない場合は 10 分の 1.2 を減じる。						
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図 3 に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、次に該当する建築物はこの限りでない。 1 歩行者の安全性及び快適性を高めるために歩道状空地上部に設ける庇 2 交通結節機能強化に資する地域交通広場に設ける停留所の上屋						
	建築物等の高さの最高限度	1 建築物の高さ（階段室その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは 12m までは当該建築物の高さに参入しない。以下この項において「建築物の高さ」という。）の最高限度は 90m とする。 1 建築物の高さの最高限度は 60m とする。						

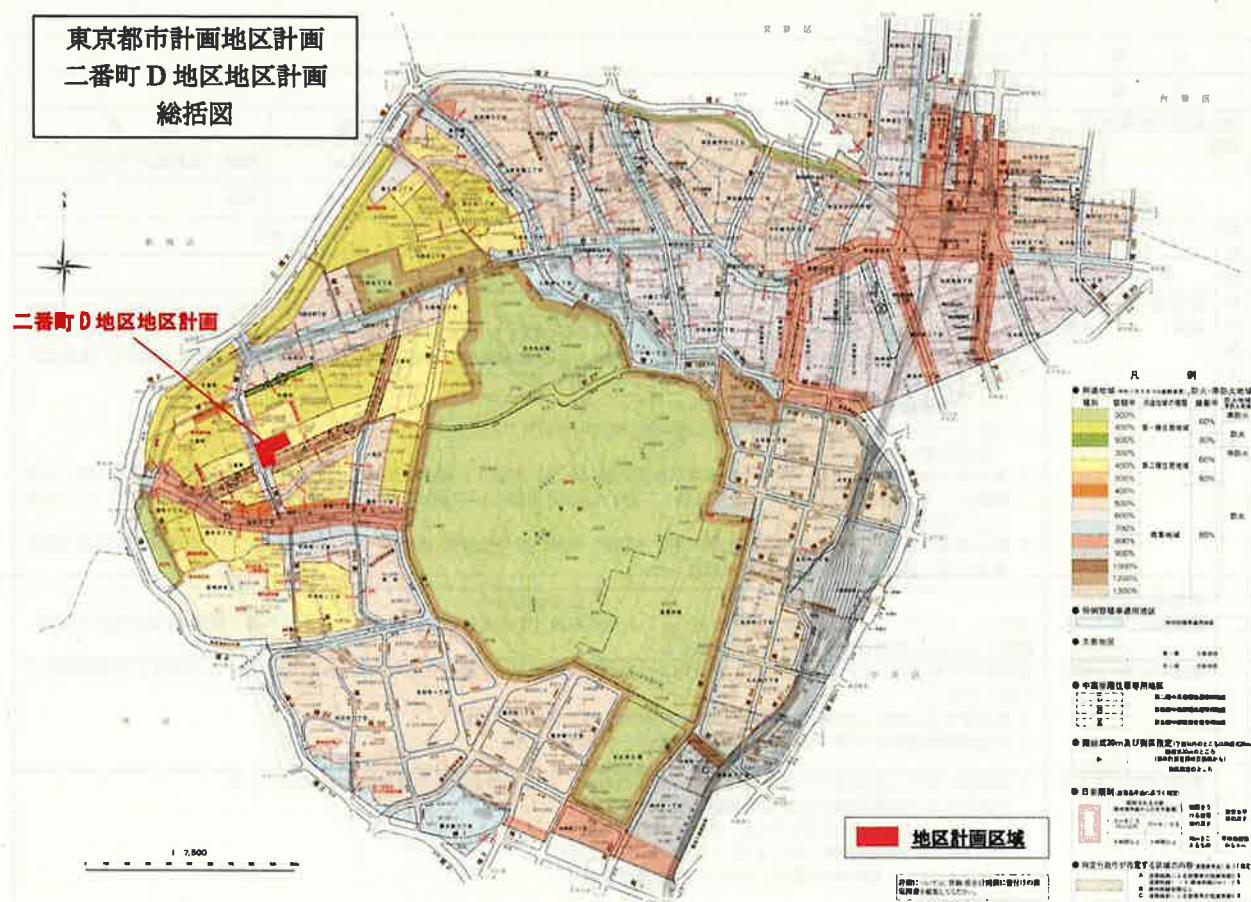
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 広告物、看板等で、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、景観風致を損ねるものは設置してはならない。 2 建築物等の形態及び意匠については、良好な都市環境の形成に資するものとする。 3 壁面の位置の制限の項の第 1 項に定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域における舗装の仕上げは、保水性等の環境に配慮した仕上げとする。 4 建築物の屋上に設ける目隠し、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもので高さが 4 m を超えるものは設置してはならない。ただし、区長が土地利用上やむを得ないと認めたものはこの限りではない。
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面の位置の制限と道路境界線との間の壁面後退区域においては、門、柵、塀等の交通の妨げになる工作物を設置してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。 (1) 道路境界線に沿って設ける車止め、樹木で歩行者の通行に配慮したもの。 (2) 道路境界線からの距離が 1 m を超える部分に設ける花壇等の緑化施設。 (3) 道路の無電柱化に伴う変圧器等公益上必要なもの。
	建築物の緑化率の最低限度	500 m ² 以上の敷地に建築する建築物の緑化率の最低限度は次の各号に掲げる数値のいずれか小さい方とする。ただし、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物については、この限りではない。 (1) 10 分の 2.5 (2) 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 39 号）別表第 2 及び第 4 に規定する部分の面積（都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 40 条に基づいて算出したもの。）の敷地面積に対する割合

（※知事協議事項）

地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設及び地区施設の配置、地区の区分及び壁面の位置の制限は計画図表示の通り。

理由：二番町地区の中層・中高層の落ち着いたたたずまいを活かし、住宅を中心として商業・業務施設が共存・調和する緑に包まれた良好な市街地を形成するとともに、市街地の更新にあわせて、都市機能の強化、広場の整備により居住・業務環境のさらなる向上を目指した土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、二番町 D 地区地区計画を決定する。

東京都市計画地区計画
二番町D地区地区計画
総括図



東京都市計画地区計画
二番町D地区地区計画 計画図1

(千代田区決定)



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画地は、都市計画道路の計画箇から転記したものである。
無断複製を禁ず。(承認番号)「MMT承認第04-102号」「4都市基交部第81号」「4都市基街部第181号」令和4年8月30日」

東京都市計画地区計画

二番町 D 地区地区計画 計画図 2

(千代田区決定)



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）「MMT 利用第04-102号」「1都市基交規第81号」「1都市基街規第181号」、令和1年8月30日

東京都市計画地区計画

二番町 D 地区地区計画 計画図 3

(千代田区決定)



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）「MMT 利用第04-102号」「1都市基交規第81号」「1都市基街規第181号」、令和1年8月30日

